



# 武蔵野大学 学術機関リポジトリ

Musashino University Academic Institutional Repository

The Actual Conditions of Dropouts and their Countermeasures in japanese Universities : A Case Study Analysis Based on the University Hearing Surveys

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2018-06-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 岩田, 弘三
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/837

## 大学における中退の実態とその防止に向けた取り組み

一大学へのヒアリング調査をもとにした事例分析―

岩田 弘三

#### 1. はじめに

文部科学省により 2014 (平成 26) 年に行われた「学生の中途退学や休学等の状況」調査をもとにすると<sup>1)</sup>、四年制大学・短期大学・高等専門学校の合計で、2012 (平成 24) 年度における中途退学率は、全学生数 2,991,573 人のうち 2.65%であった。比率でみれば小さいものの、実数としては中途退学者の数は 79,311 人にも達している。四年制大学・短期大学に限っても、その規模は、77,906 人にもなる(以下、中途退学は中退と略す)。しかも、過去に行われた同様の調査をもとにすれば、2007 (平成 19) 年度における中退者は、全学生数 2,635,225 人のうち、63,421 人であり、中退率は 2.41%であった。この数字と比べると、中退率は、わずかとはいえ増加しているのである。

さらに、小林雅之を代表として、全国の昼間部四年制大学を対象に行った調査をもとに、2015 (平成 27) 年度における大学別の中退状況 (中退率) を要約した数字がある<sup>2)</sup>。その一部を抜粋したものが、表1である。それをみると、中央値が1.81%であることから、全国の大学のうち半数は、中退率が2%を切っている。のみならず、最頻値は0.00%となっている。しかし、その一方で、最大値をみれば、13.74%もの中退者を出している大学が存在することも分かる。この表の出典となる報告書で示されているのは要約統計量のみであり、中退率が何%台の大学が、それぞれ何校存在するかといった分布までは分からない。しかし、10%近くの中退者を抱える大学は、一部とはいえ、少なからず存在するものと推測される。のみならず、中退は学生の大学生活にとって最悪の事態である。だとすると、たとえば10%という水準は、けっして小さい数字とはいえないに違いない。

さらにいえば、それは人数や比率の多寡で片づけられる問題ではないはずである。そのような最悪の事態に陥る学生を一人でも少なくすることは、学生支援上、より広くいえば教育上の最重要課題の一つになるはずだからである。

表1 全国の大学昼間部における中退率の分布

有効回答	466 大学
平均值	2.41%
中央値	1.81%
最頻値	0.00%
最小值	0.00%
最大値	13.74%
標準偏差	0.02

出典)

白川優治・大島真夫・黄文哲「大学における授業料滞納・中途退学・休学の状況」、小林雅之〈編〉『平成27年度 文部科学省大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」報告書』、2016年、P.182の表8の数字を転載。

以上で述べてきたような状況・認識のもとで、学生支援の一貫として、中退防止に向けて、まずはその実態を把握することを第1の目的として、IR室を創設する大学もいくつか出てきた。しかし、中退についての実態把握は、ようやく緒についたばかりの段階であり、ほとんど解明が進んでいない状態にあるといえる。とくに、その全国的状況については、文部科学省による2007年度と2012年度を対象とした、先述の調査をほとんど唯一の資料として、実態に接近できるにすぎない。

その希少な資料である文部科学省調査をもとにすれば、第1に、2012年度における中退者のうち「経済的理由」による中退は20.4%になっている。それ以外の理由による中退は、「学業不振」14.5%、「学校生活不適応」4.4%、「就職」13.4%、「転学」15.4%、「海外留学」0.7%、「病気・けが・死亡」5.8%である。こうしてみると、「その他」(以上以外の理由:25.3%)を除けば、「経済的理由」は、最大の中退原因となっている³)。

第2に、2007年度では、「経済的理由」による中退は14.0%であった。そして、それ以外の理由による中退は、「学業不振」12.7、「学校生活不適応」5.1%、「就職」14.4%、「転学」14.9%、「海外留学」0.9%、「病気・けが・死亡」6.1%、「その他」31.5%であった<sup>4)</sup>。つまり、(1) 2007年度から2012年度にかけて、「経済的理由」を原因とする中退の比率は、6.4ポイント増加している。(2) 2007年度には、「経済的理由」は「その他」を除けば、「転学」、「就職」に次ぐ、3番目に大きな退学原因にすぎなかった。このことを考えると、近年ではその重要度がより増大している。

これらの事実から明らかなように、中退防止に焦点を当てた場合、学生の経済問題は避けて通ることのできない、きわめて重要な課題として浮上してくる。そこでわれわれは、この問題を中心に据えながらも、より幅広く中退の問題を把握するために、複数の大学を選び、そこの学生支援を担当している教職員を対象に、ヒアリング調査を実施した。

この調査は、第1に、表1にその成果の一部を示したアンケート調査に向けての事前調査を、一つの目的としたものである。第2に、より重要な点は、量的調査ではこぼれ落ちてしまいがちな状況・問題を、定性的に把握することを目的としたものである。

そこでの主要な調査内容は、以下のとおりである。(1) 大学の中退状況、(2) それと密接な関連をもつと推測される、休学や授業料滞納状況、および授業出席状況やアルバイト状況、(3) 授業料減免・奨学金などの、学生への経済的支援体制の状況、(4) 中退に至るパターンと、(2) や(3) などとの関連、などである。

先述のように、このヒアリング調査の結果を踏まえて、全国の大学を対象にした学生の中退・休学・授業料滞納状況、大学による支援体制などについてのアンケート調査も実施した。その結果を踏まえ $^5$ )、本論では、量的な分析では充分に把握できなかった傾向に絞って、ヒアリング調査をもとにした質的分析の結果を記すことにする。

具体的にいえば、本論では、大きく分けて以下の2つの点について検討していく。

第1に、大学における中退に関していえば、経済的な要因が直接影響を及ぼした結果、それが生じている場合も少なからず存在する。しかし、アルバイトや授業出席への影響による、「学業不振」や「学校生活不適応」などが絡む、複雑なプロセスを経て、中退に至る場合も多いと考えられる<sup>6</sup>。しかし、上記の文部科学省調査では、中退に至ったもっとも主要

な要因を1つだけ調査しているにすぎない。そこで、どのような要因が複雑に絡む形で、いかなるプロセスで、中退が発生しているのかを確かめる必要がある。それでは、大学の教職員の目からみた場合に、中退に至るケースとしては、どのような要因が組み合わさり、いかなるパターンが多い、と認識されているのだろうか。そして、その認識をもとに、各大学は、中退防止に対するいかなる取り組みを行っているのだろうか。

さらに、以上の点を明かにするに先立ち、あるいはその途上で、第2に、中退と除籍の定義、授業料の納付方法、休学中の授業料の扱いなどについて、具体的に各大学がどのような制度を採用しているのかを整理していく。これら制度のあり方を検討することなしに、中退者の現状や、中退に至る経緯を正確に把握することは困難である。なぜなら、まず中退と除籍の定義の問題についていえば、中退者数を確定する場合に、除籍を含むかどうかで、その数は大きく異なってくる可能性がある。にもかかわらず、中退者の実態把握に大きな影響を及ぼす、それら2つの区分・定義さえも、明かになっていないのが現状である。また、授業料の納付方法や、休学中の授業料の扱いなどは、とくに経済的に困難を抱える学生にとっては、中退を猶予・回避できるかどうかの重要な要素の一つになる。しかし、これらの制度の形態についても、十分にその実態が明かにされているとはいえない。それでは、たとえば以上について各大学は、どのような制度を採用しているのであろうか。この点に関して、それら制度の具体的なあり方を整理していきたい。

以上の問題関心をもとに、本論では以下の順に検討を進めていきたい。

(1) 退学と除籍の定義・区分、(2) 授業料納付方法と滞納理由、(3) 退学理由および退学パターンの状況、(4) 休学制度、(5) 中退防止に対する取り組み(学生への相談窓口、経済的に困難な学生に対するワークスタディなど)、(6) 学生の経済的支援に対する国への要望など。

### 2. 調査の概要

ここで、今回行ったヒアリング調査の概要を示しておこう。まず、2012 年度の文部科学 省調査をもとにした各大学の中退率のみならず、設置者、所在地域、大学の規模、学部構成 なども考慮して、国立大学 4 校と私立大学 15 校の、計 19 校を調査対象校として選定した。 そして、2015 年 11 月末~2016 年 3 月初旬に、それら大学の学生支援担当部署や学生相談 室等を訪問し、聞き取りを行った。なお、今回の調査対象のなかに公立大学を含めなかった のは、2012 年度の文部科学省調査をもとにする限り、中退者がきわめて少なかったためで ある。

## 3. 退学と除籍

最初に、退学と除籍の違いからみておこう。

どの大学でも、退学と除籍は学則によって区別されている。一般的には、以下のような条件に該当する場合には、除籍扱いとなっている。①学費未納、②休学期間が規定する年限を

超えた場合、③在学年数が規定する年限を超えた場合、④死亡、である。これに対し、本人の希望により退学する場合、具体的にいえば、退学届けを提出した場合が、退学となっている。さらに、懲戒による退学も、退学扱いになっている。

ただし、きわめて例外的とはいえ、中退と除籍は、学費を納入したかどうかだけの相違と する大学もある。その一方で、授業料未納による除籍は行っていない大学も存在する。

このように、中退と除籍の区別については、個別大学ごとに違いがみられ、全ての大学に 共通する、統一基準・定義は存在していない。

さらに、中退と除籍で、復学(再入学)・成績証明書の発行などといった、退学後の処遇面にどのような差をつけるかについても、大学によって差異がみられる。退学の場合は復学を許可しているのに対し、除籍の場合は復学を許可しない大学が一般的である。加えて、除籍者については、成績証明書などを発行しない方針を取っている大学が多い。その一方で、たとえば、除籍者に対しても中退者同様に、復学を許可しているのみならず、成績証明書も発行するといった具合に、退学後の処遇が実質的に変わらない大学も、例外的とはいえ存在する。

## 4. 授業料滞納

## 4.1. 授業料納付方法

除籍の最大理由は、学費未納である。そこで、つぎに授業料納付方法についてみておこう。授業料の払い込みは、基本的にはどの大学でも、半期ごとの納入方法を採っている。そして、どの大学でも授業料延納を認めている。さらに、分納まで認めている大学も、約3分の1存在した(今回の調査対象とした19大学中、6大学) $^{7}$ )。ただし、授業料延納についていえば、どのくらいの期間までそれを認めるかについては、大学によって差がある。具体的にいえば、(a) 学生から申出があったときは、前期に係る授業料とあわせて、当該年度の後期に係る授業料を一括して納付することも可能である大学、(b) 最長1年間までの延長を認める大学、(c) 最大3半期までの延長が可能な大学、などといった具合である。

なお、授業料未納者に対しては、どの大学でも、以下のような手段を段階的に講じている。①本人への電話・手紙などによる督促や事情確認、②保護者への手紙による督促や事情確認、③このまま未納状態がつづけば、除籍になる旨を告げる警告の手紙の送付、などの手続きである。

また最近では、除籍者については、退学理由の把握がきわめて困難であるといった情報不足を解消するため、本人もしくは保護者に連絡をつけるように徹底した努力をし、除籍者を出さないようにしている大学も出てきた。このような試みが広がれば、より正確な中退理由の掌握が可能になる。そしてその結果、より有効な中退防止策の展開につながっていくことになると期待される。

#### 4.2. 授業料納付方法と退学時期

授業料納付方法との関連で、除籍・退学時期について、以下の点を補足しておきたい。

第1に、学費延納を年度末近くまで認め、最終的には、その段階での未納者を除籍処分にする場合が多くみられる。のみならず、それより幾分早い時点で、大学側が学費延納期限を切っている場合でも、教授会などの承認をへなければならない結果、中退承認・除籍処分の確定が、3月までずれ込むことも多い。

第2に、授業料未払いの学期にまで遡って、除籍・退学扱いにするといった処置を採る 大学もみられる。

このため、中退と除籍による退学者数とも、とくに年度末つまり3月に突出する傾向がある。

### 4.3. 授業料滞納理由

授業料滞納理由は、さまざまだとされる。そして、授業料未納による除籍は、経済的理由によるものだけには限られない。なぜなら、経済的以外の理由で退学を早期に決めた学生が、授業料の支払いを惜しんで、未納を決め込む場合も多々みられるとされるからである。

## 5. 退学理由

退学者はどの大学でも、1年生と4年生に突出して多い。1年生に多い理由は、不本意入学者や、その大学・学科の不適応者が辞めていくためである。4年生の場合は、5年生以上の学年となる留年生が、制度上の身分としては4年生にカウントされるからである。

経済的理由が第1の原因となる退学は、今回調査対象としたどの大学でも、数の上では それほど多くはなかった。しかし、表面的に表れた数字以上に、経済的理由がもととなる退 学は多いと考えられる。

第1に、就職などの進路変更を退学理由とする中退者のなかには、その背景として、経済的困難も要因の一つとなっている可能性がある、との指摘も少なくなかった。また、学業不振を退学理由とする中退者のなかには、学費捻出のためのアルバイトがもとで、授業を欠席がちになったりしたため、学業不振に陥る学生が多くみられる、という。事実、家計を補うためのアルバイトについては、アルバイト時間と学業時間の両立の難しさから、どうしても経済的に厳しい学生の成績は低くなりがちだとされる。

なかには、つぎのようなケースもあったという。「家計が厳しく、夜遅くまでアルバイトをしなければならない状況におかれ、朝、大学に来ることができなくなった。その影響で、学業不振となり、日本学生支援機構(JASSO)奨学金が、適格認定で『廃止』・『停止』扱いとなった。この大学が独自で提供している奨学金は、成績基準が JASSO 奨学金の第1種と同等かそれ以上のものにほぼ限られるため、JASSO 奨学金が廃止になった時点で申し込むことのできる奨学金はなくなってしまった。その結果、授業料未納による除籍につながるケースが近年あった」、という。経済的問題が学業問題に影響し、さらにそれが経済的問題に跳ね返っていくという悪循環の好例といえる。

ただし、その一方で、つぎのような指摘をする大学があったことも特記しておきたい。た しかに一般的には、アルバイトを行っている学生は、アルバイトに漫然と流されることに よって勉学に意欲を失い、最終的に退学にまで至る場合が多い。しかし、経済的理由によってアルバイトを行っている学生に限っていえば、たとえそれが深夜アルバイトであるとしても、そのような経路を辿るケースはきわめて少ない、というのである。

第2に、経済的理由による退学であると、大学側が書類上は処理したケースのなかには、以下のような退学者が含まれる場合も存在するとされる。①成績不振により奨学金が支給されなくなったがゆえに退学するケース、②留年確定に対し、保護者が次学期以降の学費負担を許可しないケース、などである。しかし、同様のケースについても、中退者によってはさまざまな事情のゆえに、退学理由を経済的原因と申告しない場合も想定される。そのときには、表面上の退学原因は、経済的理由以外の要因に分類されてしまうことになる。

第3に、「中退の理由については、親の失業・離婚・介護や、留年後に奨学金が停止されてしまったために学費の支払いに困り、アルバイト生活に入ってしまい、やがて進路変更に至るケースなどもある。こうした場合、これまでの文部科学省の調査には、『進路変更』と回答している。さらに、学費未納の場合は除籍扱いとし、文科省調査の中退には入れていない」。そのように答えた大学も存在した。

以上より、第1に、中退理由の多くは、経済的原因が絡む場合だけを取り出しても、いくつかの要因が絡み合った、複合的なものであることが浮かび上がってくる。さらに第2に、この点を考慮すると、単一選択式の退学理由をもとにしたアンケート調査集計に現れた数字以上に、経済的理由による中退が多い可能性のあることは明かである。

## 6. 休 学

休学、とくに長期休学は、中退の前兆になることもある。その一方で、たとえば、とくに 経済的な問題を抱える学生にとっては、その期間を利用してアルバイトなどを行ない、次年 度の学費を確保し、授業に復帰を果たすための手段の一つとしても活用できる。つまり、休 学は、中退の温床になっているという側面と、中退防止の緩衝材として機能しているという 側面の、功罪相反する役割を果たしているといえる。

しかし、それらの功罪いずれの面に焦点を当てるにせよ、休学時における学生支援体制を含めて、休学制度のあり方は重要な意味をもつ。たとえば、経済的な問題を抱える学生にとっては、休学期間にどの程度の学費を徴収されるかは、大問題になるからである。なお、休学期間の長短などの問題については、本論最後のまとめのところで検討する。

そこでここでは、インタビュー調査の結果明らかになった、各大学の休学制度からみておこう。まず、休学期間については、(1) 通算3年間までという大学、(2)2年間までという大学に、基本的には大分される。また、休学期間の学費ついてみれば、国立大学の場合は一律に、①休学期間は学費を徴収していない。これに対し、私立大学の場合は、①に加えて、②授業料の半額、③施設設備費の半額、④授業料を除く学校納付金の減額、⑤定額を徴収、などといった具合に、大学ごとにさまざまなパターンがみられる。

そして、休学者に対してフォローを行っている大学も少数ながら存在することを、付記しておきたい。たとえばS大学では、通年休学者については、8月~10月頃に電話等で状況

確認を行っている。さらに、J大学のように、休学者に対して、より手厚いサポート体制を 採る試みを開始した大学もある。この大学では、「休学についてはこれまで学費負担はな かったが、退学に結びついてしまうことから、休学在籍料を徴収し、休学者サポートを行う ことに踏み切った」。具体的にいえば、「休学者には定期的に連絡を入れ、メンタル面にも配 慮し、休学者ガイダンスを実施する」、という取り組みを開始している。

## 7. 中退防止に向けた大学側の支援体制

### 7.1. 学生の相談窓口

九州大学のように、学生支援専門のセンターを設置している大学もある。しかし、ほとんどの大学では、学生支援課などの、担当の事務職員がかかわることもあるものの、基本的にはアドバイザーなどの担当教員が中心的な相談窓口になっている。ただし、指導教員の対応には温度差がある、という。

### 7.2. ワークスタディ

国立大学ではどの大学でも、文部科学省による「学内ワークスタディ」予算を利用して、ワークスタディを実施している。私立大学でそれを実施しているところは、約3分の1であった(今回の調査対象とした15大学中、5大学)<sup>8)</sup>。

ただし、ワークスタディに関しては、つぎのような課題も存在するという。つまり、それに採用されることによって、その学生が経済的に苦しい家計出身者である点が、他の学生に知れてしまいわないよう相当気をつかっている、という課題である。

## 7.3. 個別大学によるユニークな試み

7.2. は、経済的に困難な学生に対して、多くの大学で一般的に実施されている支援策である。ここで、個別の大学によるユニークな試みを、2つだけ紹介しておこう<sup>9)</sup>。なお、(b) は、経済的に困難な学生に対するものではなく、留学生の中退問題解消に向けた試みである。

## (a) 帰省旅費援助など:千歳科学技術大学

学生への経済的支援として、いくつかの独自の試みを実施しているのが、千歳科学技術大学である。

第1が、遠隔地出身学生を対象にした、帰省旅費援助の試みである。この支援の対象になるのは、①道外出身学生、および②道内出身者で居住地の最寄り駅等から帰省先最寄り駅等までの距離が200km以上の学生である。そして、道外出身学生については上限2万円、道内出身者については上限1万円の範囲内で、年1回、帰省旅費の半額助成を行っている。毎年、20名程度がこの支援を受けているという。

第2が、特別推薦入試助成制度である。具体的にいえば、指定校推薦入学者のみを対象とする制度とはいえ、以下の① $\sim$ ③のなかから、いずれか1つを選択できる形での経済的支援を実施している。

- ①特別推薦優遇制度:第1学年秋学期納付金についてのみ、授業料の一部として、入学金相当額の18万円を免除。
- ②通学助成制度:公共交通機関利用者について、年額45,000円を最大4年間(合計で最大18万円)助成。
- ③家賃(賃貸住宅)助成制度:大学所在市内の賃貸住宅を利用する学生について、年額 9万円を最大4年間(合計で最大36万円)助成。

2015年度のこの制度の利用者数を挙げておけば、特別推薦優遇制度、通学助成制度でそれぞれ約20名、家賃(賃貸住宅)助成制度が30名程度になるという。

第3に、この大学では、出願時に本人または保護者が千歳市民であった学生、および千歳市内の高等学校を卒業した学生については、第1学年秋学期授業料の一部免除の形で、年間18万円相当の支援も行っている。

### (b) 留学生に対する中退対策: O大学

○大学では、2013 年度以前は、中退者が、入学者の 10%程度を占めていた。このようにかつて中退率が高かった最大の原因は、学費未納による留学生の中退が多かったためであった。しかし、2014 年度以降、学費未納者は履修登録ができないようにした。そのような制度の導入によって、留学生の中退者は激減し、日本人学生を含めた全学生における中退率を、いまや 5%を切るまでに半減させることに成功した。

この大学では、中退者を減らすための対応として、2000年代初めに、学長を中心とする「中退防止委員会」を設置している。その委員会は、2010年代初めに、基本的には学生委員会に解消されたものの、それらの委員会をとおして、中退防止策の検討をつづけてきたことも、退学者の減少に寄与している、という。

#### 8. 日本学生支援機構(JASSO) 奨学金などに対する要望

つぎに、政府による学生への経済的支援策に対する意見・要望をみてみよう。それら援助のなかでも、とくに対象人数的な面では最大の支援策となっているのが、日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金である。そのため、大学側から発せられた意見・要望は、ほとんどが JASSO 奨学金に向けられたものであった。

まず、JASSO 奨学金が、経済的支援策として有効と回答した大学は、約半数に登り(今回の調査対象とした 19 大学中、9 大学)<sup>10)</sup>、多くの大学はその効用を認めている。しかし、以上の点はある程度認めた上での話として、奨学金が学費ではなく生活費に回されている例があることなども考えれば、一概に役に立っているとはいえない、と回答した大学も 3 校、存在している。

以下、一部の大学からの自由記述的な意見にすぎないものの、JASSO 奨学金に対して寄せられた要望を列記しておく。

①近年における JASSO 奨学金の返還滞納者に関する報道の影響などもあり、経済的に苦しい学生でも、将来の借金を恐れ、貸与奨学金を借りない傾向(貸与奨学金離れ・「ローン回避」)がみられるという。事実、日本学生支援機構『学生生活調査』の結果をもとにすれば、全大学生に占める、JASSO 奨学金受給率は、1996 年度には 17.2%であった。それがその後、2006 年度における 0.1%規模の微減を唯一の例外として、2012 年度まで急激に増加し、47.5%に達した。しかし、2014 年度には 46.8%と減少に転じ、2016 年度には 42.1%にまで低下している。

そのような認識などを背景として、6割近くの大学(今回の調査対象とした 19 大学中、11 大学)<sup>11)</sup> が、給付型奨学金の導入や授業料減免補助金の拡大を要望している。さらに、そのうちの6大学については、第1種奨学金(無利子)のさらなる増額・対象者枠拡大をあわせて要望している。

なお、以上は、今回のヒアリング調査を行った 2015 年 11 月末~2016 年 3 月初旬時点での声である。給付型奨学金についていえば、2017 年度からその給付が始まったことは、周知のとおりである。ただし、大学による要望は、現在の範囲以上の支給金額・支給対象者への給付までを想定しての要望であるといった印象を、強く受けた点を付記しておきたい。

- ②家計急変など「緊急時に学費(授業料)等の支払いが必要になった学生にとっては、JASSO 奨学金は月額貸与が基本であるので、授業料分の金額を用意するためには、複数月分の貸与金額が必要になる。それゆえ、授業料等の納付期限に間に合わずに退学等をせざるをえないケースもある。この場合、貸与要件を限定して『緊急的に学費分(授業料相当額)を支援』する制度があれば、授業料未納で大学を中退することになる学生を、未然に救済できると考えられる」。
- ③「JASSO 奨学生で、授業料の一部を奨学金以外の手段で工面する当てが外れたため、最終納入期限直前に奨学金の増額手続きを行ないに、奨学金担当事務の係に相談に来たものの、増額手続きの期限に間に合わず、除籍となった学生が数名いた」。
- ④「授業料等まとまった金額の納入が困難なケースも多数見受けられることから、JASSOが授業料相当額を大学へ直接納入する方法の奨学金制度も検討いただきたい」、との要望も寄せられている(2 大学)。さらに、親が奨学金を使っているケースを指摘する声も聞かれた(2 大学)。このようなケースに対する対策としても、授業料相当額を大学へ直接納入する方法は、検討に値する。
- ⑤大学進学後の「新規申込みでは、学業成績が優秀または単位を標準以上修得していなければ、奨学金を受給することはできない。しかし、病気、とくにメンタル面で単位が修得できない学生や、生活費を稼ぐためアルバイトに従事せざるをえないがゆえに、学業に専念することが困難である学生も少なからず存在する。このような学生のなかには、学力基準を満たすことができず、奨学金の貸与が受けられない学生もいる。そういった学生へは、第2種奨学金(利子付)に限ってでも、低収入の場合に、学力に関係なく貸与できるような特例措置を設けるなどの方策を考慮してほしい」。
- ⑥親とは独立して学費・生活費を賄っている学生については、JAASO 奨学金の受給条件を、親の所得基準ではなく、本人の経済状況も斟酌できるようにして欲しい<sup>12)</sup>。

⑦留年した場合にも、奨学金を継続して受給できる制度を、要望する声も聞かれた (2 大学)。しかし、JASSO の奨学金支給基準についていえば、原則的には、留年した場合は、その後の貸与が完全に打ち切りになるのではなく、あくまで留年期間中は停止措置になるにすぎない。つまり、進級すれば再び奨学金の貸与を受けることが可能な形になっている。一部の大学で、この点に関する誤解があるとすれば、正確な情報の周知の面での課題が残されていることになる<sup>13)</sup>。

⑧とくに予約奨学金制度を利用しようとする生徒に向けて、高校時代に行われる JASSO 奨学金の説明に関しては、どこまでの説明を行っているかという点について、高校によって、大きな格差が存在する。それの改善は、延滞防止のためにも是非とも必要だとの問題点を指摘する声もあった。

以上は、一部の大学からとはいえ、現場から寄せられた生の声である。今後の課題として 受け止め、検討する余地があるといえる。

## 9. まとめ

本論では、大学の学生支援担当部署や学生相談室等へのヒアリング調査をもとに、大学に おける中途退学の実態、およびそれに関連する制度の問題について検討してきた。

最後に、本論でえられた知見を列記するとともに、いくつかの考察を加えることにしよう。

- (1) ①退学と除籍の制度的定義・区分、②授業料納付方法、③休学制度については、大学ごとにバラエティのみられることが明らかになった。
- ①については、自分の大学の退学率が、他大学に比べてどのくらい高いのか低いのかを知ろうとする場合には、留意しなければならないポイントとなる。同様に、全国レベルでの中退状況を把握したり、その大学間比較を行う場合には、「中退者+除籍者」数を用いるのが、現状を勘案すれば、正確だといえる。

本論では触れなかったものの、留年制度も大学によって、かなりのバラエティがみられる。その留年制度のあり方を含めて、②と③については、どの大学が採用している方式がよいのか判断することは難しい。

たとえば、学費を確保する目的で、長期間のアルバイトを行うために、継続的あるいは断続的な休学を利用する場合を考えれば、休学期間は長い方がよいことは明かである。同じ理由で留年せざるをえない学生にとっては、留年年数についても同様である。そして、休学中の学費徴収に関していえば、経済的な問題を抱える学生にとっては、それがない方がよいことも明かである。

しかし、休学や留年をするのは、経済的な問題を抱える学生に限られない。たとえば「学校生活不適応」で、ずるずると長年にわたって留年をする学生も少なからず存在する。このような学生に対しては、本人のためにも、留年年数は短い方が教育的によい、との考え方も成り立ちうる。休学を利用して、大学に滞留する場合についても同様である。そして、休学中の学費徴収は、進路変更の早めの踏ん切りを促進する、といった効果をもつ可能性がある。

このように、どのような中退理由をもつ学生をターゲットとして想定するかによって、対

処方法が代わってくる。そこに、②や③の制度設計を考える難しさがあるといえる。

(2) 中退パターンについていえば、経済的理由による退学であると、大学側が書類上は処理したケースのなかには、以下のような退学者が含まれる場合も存在するとされる。①成績不振により奨学金が支給されなくなったがゆえに退学するケース、②留年確定に対し、保護者が次学期以降の学費負担を許可しないケース、などである。しかし、同様のケースについても、中退者によってはさまざまな事情のゆえに、退学理由を経済的原因と申告しない場合も想定される。そのときには、表面上の退学理由は、経済的原因以外の要因に分類されてしまうことになる。

のみならず、それとは逆に、たとえば学業不振を退学理由とする中退者のなかには、学費 捻出のためのアルバイトがもとで、授業を欠席がちになったりしたため、学業不振に陥る学 生も多くみられる。同様に、就職などの進路変更を退学理由とする中退者のなかには、その 背景として、経済的困難も要因の一つとなっている可能性がある学生も存在する、とされる。 このように、中退の原因は、単独の要因によるというよりは、複数の要因が複合的に絡ん が結果。引き起こされて思るが多いことは思めでする。なめには、経済的問題が栄養問題に

だ結果、引き起こされる場合が多いことは明かである。なかには、経済的問題が学業問題に 影響し、さらにそれが経済的問題に跳ね返っていくという悪循環の好例ともいえるケースさ え存在した。

それゆえ、中退に至ったもっとも主要な要因を1つだけ聞く形の調査などをもとにした、 表面的に表れた数字以上に、経済的理由が引き金となる退学は実際には多いと考えられる。

(3) 中退防止を含めた、大学による支援体制としては、ほとんどの大学では、基本的にその中心的な相談窓口となっているのは、アドバイザーなどを中心とする担当教員であった。しかし、最近では、学生が抱える問題を総合的に解決するために、学生支援専門のセンターを設置する大学も出てきた。同様に、学生支援の一貫として、中退防止に向けて、まずはその実態を把握することを第一の目的として、IR 室を創設する大学もいくつか出てきた。

また、除籍者については、退学理由の把握がきわめて困難であるといった情報不足を解消するため、除籍前に本人もしくは保護者に連絡をつけるように、徹底した努力を始める大学も出てきた。この種の試みが広がれば、より正確な退学理由の掌握が可能になる。そしてその結果、より有効な中退防止策の展開につながっていくことになると期待される。

本論で紹介した例以外の中退防止策を、講じ始めた大学も少なからず存在するものと思われる。しかし、そういった取り組みのみならず、それを押し進めていく上で不可欠の前提になるはずの、中退の実態に関する研究も、まだ緒についたたばかりなのが現状といえる。だから、その研究を積み重ねていくことが、まずなりより重要な今後の課題になると思われる。

中退が学生の大学生活にとって最悪の事態であるとすれば、そのような事態に陥る学生を 一人でも少なくすることは、学生支援上、より広くいえば教育上の最重要課題の一つになる はずである。だとすれば、それはなおさらのことといえる。

## 註

1) 文部科学省「報道発表 学生の中途退学や休学等の状況について」2014年9月25日、http://

- www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/26/10/\_\_icsFiles/afieldfile/2014/10/08/1352425\_01.pdf (last access: 2017/9/9)
- 2) 小林雅之〈編〉『平成27年度 文部科学省大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究|報告書|、2016年、P.182。
- 3) 前掲、文部科学省、2014年。
- 4) 同報告書。
- 5) 前掲、小林雅之〈編〉、2016年、第4章。
- 6) 事実、本論で取り扱うヒアリング調査の後になされた、いくつかの分析では、とくに大学における中退は、単独の理由というよりは、複数の要因が複合的に絡んで、引き起こされるケースの多いことが、明かにされている。以上の点については、たとえば、つぎの文献などを参照。
  - ①喜始照宣「ハローワーク調査からみた経済的理由による中退者の特徴・背景」、前掲、小林雅 之〈編〉、2016 年、第5章。
  - ②岩田弘三「JAIC 研修参加者へのインタビュー調査をもとにした大学中退者の事例分析」、小林雅之〈編〉『平成 28 年度文部科学省先導的大学改革委託推進事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究」報告書』、2017 年、第1部第4章。
- 7) 時間等の関係で、この点に関する質問ができなかった大学も存在するため、実際にはこの数よ り多い可能性がある。
- 8) 同上。
- 9) 本論で紹介する大学以外の事例として、次の雑誌では、個別大学ごとの中退防止への取り組みとして、琉球大学、東北福祉大学、東京未来大学の3大学の事例が取り上げられている。
  - ① 『カレッジマネジメント』 No.202 (2017 年  $1\sim2$  月号)、リクルートホールディングス。
- 10) 註7と同様。
- 11) 同上。
- 12) なお、この点は、大学に焦点を当てた今回のテーマからは外れるものの、専門学校学生の場合には、より深刻な問題になっている可能性が高いことを、付記しておきたい。それについては、以下の論文参照。
  - ①岩田弘三「専門学校における奨学金による学費充足者の特性」、小林雅之〈編〉『教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究』(『大総センターものぐらふ』No.13)、東京大学・大学総合研究センター、2015 年、p.30。
- 13) そうではなく、かりに経済的な問題を抱える学生に対しては、留年期間中も奨学金を支給して 欲しいという要望であるとすれば、5年生時以降における学費確保をどうするのか、といった問題が残る。
- 【付記】 本研究は、小林雅之〈編〉『平成27年度 文部科学省大学改革委託推進事業「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」報告書』(2016年)の、「第3章 大学訪問調査」の内容を大幅に加筆・修正したものである。